

女王国は不弥国の南 1400 里にあり

会員 ID:10507 堀口 啓一

1. 行路記述に法則性は無いのか？

これは魏志倭人伝⁽¹⁾に書かれている行路の記述に関する疑問を解こうとすると共に、伝中に書かれている女王国(邪馬台国⁽²⁾)もしくは邪馬壹国⁽³⁾を指す⁽⁴⁾のありかを見出そうとする一論である。

女王国に関する書籍・学説は多いものの、行路に関する記述について法則性に則って解説されているものが中々見当たらず、どうしても納得出来ない印象を覚えたので、この論を起こした。

諸説の中では古田武彦氏の説に法則性を感じたので、方法論として参考としている。

ただし、古田氏の結論には少し混乱が見受けられるようにも思えるので、魏志倭人伝の行路記述に古田氏の法則性を適用しつつ、私見を交えて女王国のありかを明らかにして行く。

伝中には誤脱を疑われる箇所もあり、これも私見により補記の候補を挙げている。

2. 魏志倭人伝の行路記述を読み解く

古田氏は、魏志倭人伝の行路記述には次の法則がある事を見出している。

- 道しるべ読法：各国に至る「方位」は、出発時点で、魏使が“向かう方向”すなわち「始発方向」である。⁽⁵⁾
- 道行き読法：距離数の前に「歴・行・渡（度）」などの「動詞」がある場合は、魏志が“実際に行った”経路であり、無い場合には、魏志が実際に行っていない“傍線経路”である。⁽⁶⁾

法則としてはこのようになるが、名称が少し分かりにくい印象を感じてしまうので、他の名称でも良さそうではある。

また、そもそも行路の記述に法則性があるのであり、読法に法則性があるのでは無い^みため、読法では無く記法と見^な做した方が相^ふ応^きしいのでは無いかと言う印象を覚えてしまう。

古田氏が命名された道しるべ読法・道行き読法と言う名称よりは、むしろ別の名称(例えば僭越ながら今私が仮に“主傍線・至記法”と言った名称を考えてみたが)を冠した方が分かり易い気がしなくも無い。

魏志倭人伝の行路記述は、以下の通りとなっている。

なお、本論攷で引用する魏志倭人伝は宮内庁書陵部本を採用するものとする。

到其北岸狗邪韓國七千餘里

始度一海千餘里 至對海國⁽⁷⁾

又南渡一海千餘里 至一大國⁽⁸⁾

又渡一海千餘里 至末盧國

東南陸行五百里 到伊都國

東南至奴國百里

東行至不彌國百里

南至投馬國水行二十日

南至邪馬壹國 女王之所都 水行十日陸行一月

自郡至女王國萬二千餘里 [三国志 魏志倭人伝]

魏志倭人伝の行路記述を古田氏の法則に則って大まかに読解すると、次の通りとなる。

到・度・渡・行と書かれている箇所は行路の主線を示している。

[方位]至 と書かれている箇所は位置関係を示すために書かれており、本来の意図は [至る事が出来る] という意味で使用されているものと思われるが、行路記述としては結果的に行路の分岐を示している。

伊都国から奴国と不弥国に分岐しており、主線行路は不弥国となるため、奴国を経由せずに不弥国に向かう事が可能となっている。

つまり、伊都国から奴国へは傍線行路となる。

不弥国へ進んだ後に、更に不弥国から投馬国および邪馬壹国に分岐する事になる。

文章だけでは把握しにくいかも知れないので、図で示すと次の図1の通りとなる。

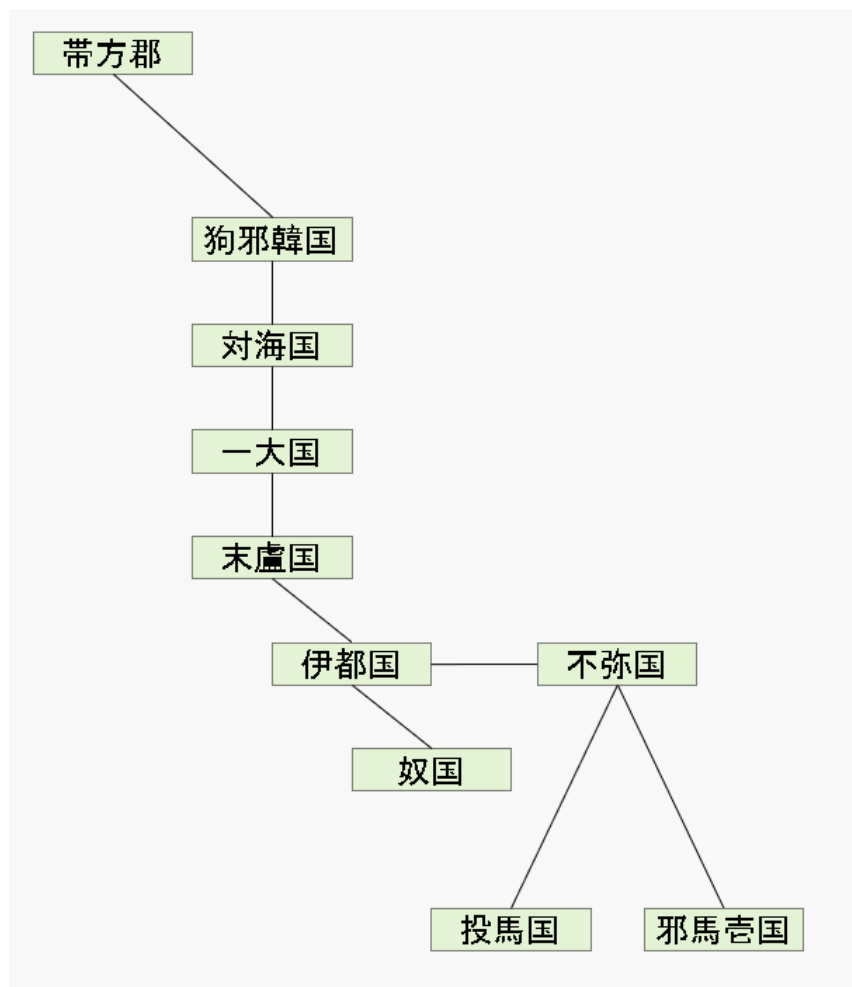


図1 行路図

この図に距離を書き加えた図は、次の図2の通りとなる。

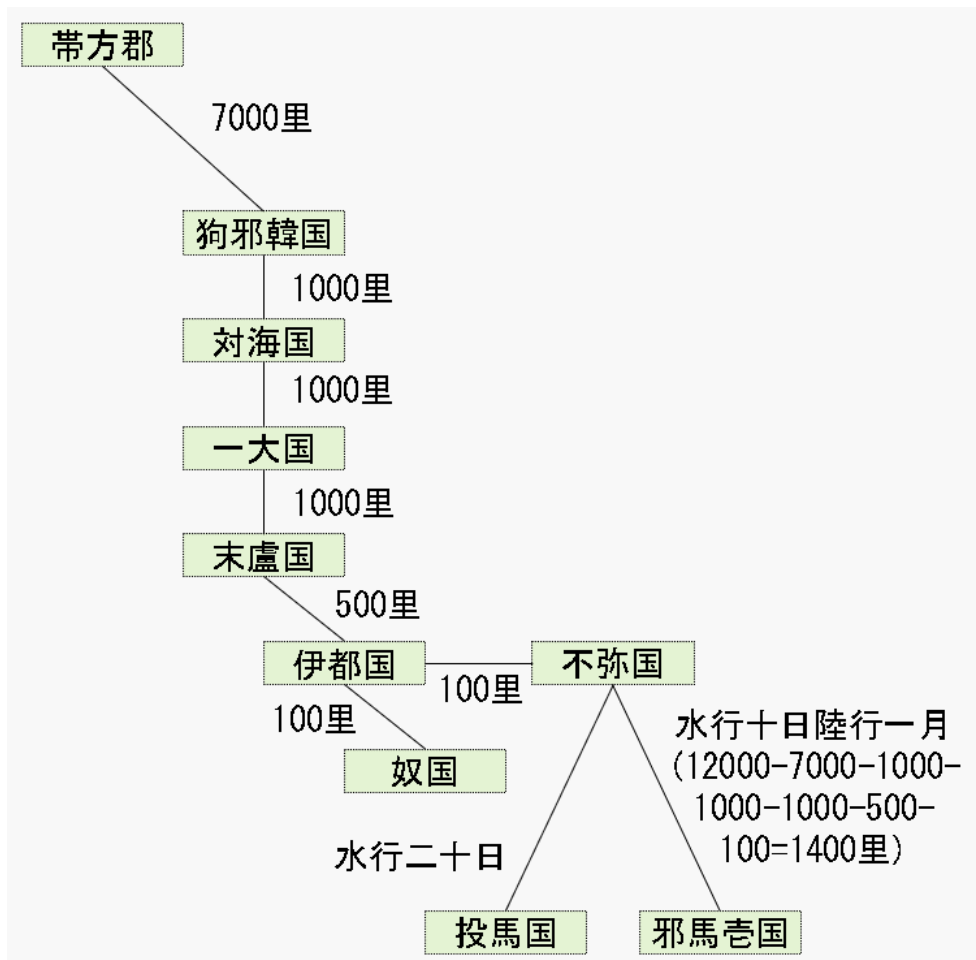


図2 行路図(距離を記載)

不弥国から邪馬壹国への距離は水行十日陸行一月と書かれて里数が書かれていないが、全里程が一万二千余里と書かれているので、そこから既述の里数を引けば、残里数が得られる事になる。

魏領の带方郡から狗邪韓国までが七千里、狗邪韓国から对海国までが千里であり、以下同様に一大国まで千里、末盧国まで千里、伊都国まで五百里、不弥国まで百里となるので、ここまで一万六百里となり、残りは千四百里と算出される。

これにより不弥国から邪馬壹国への距離は**日数で記述すると水行十日陸行一月、里数で表記すると千四百里**と言う事になる。

この表記は不自然にも映るが、この表記の解法は他の史書にあり、陳寿は他史書を強く意識しながら魏志倭人伝を編纂しているようだ。

この事は、陳寿自身が東夷伝の序文⁽⁹⁾で示している。

故撰次其國 列其同異 以接前史之所未備焉 [三国志 東夷伝序文]

陳寿は、前史書には東夷伝(もしくは夫餘伝・高句麗伝・東沃沮伝・挹婁伝・濊伝・韓伝・倭人伝)が無いので三国志では東夷伝を書いたと言いたいらしい。

ここで前史と言っているのは、史記や漢書を指しているものと思われる。

陳寿は三国時代から西晋朝に生きた人物なので、三国時代から西晋朝を同時代史と認識していると言う事なのであろう。

魏朝の前の王朝となると、東漢朝および西漢朝と言う事になる。

実は対象の史書名も書かれている。

評曰

史,漢(史記と漢書)著朝鮮,兩越 東京撰録西羌

魏世匈奴遂衰 更有烏丸,鮮卑 爰及東夷使譯時通 記述隨事 豈常也哉 [三国志 東夷伝評]

ここで史,漢と書かれているが、これは史記と漢書の事であらう。

具体的には、倭人伝に近い行路記述が行われている漢書西域伝⁽¹⁰⁾を意識してい

るのであろう。

つまり、解法は漢書西域伝にある。

漢書西域伝を読み進めると、例えば以下のような行路記事が見付かる。

出陽關 自近者始 曰婼羌 婼羌國王號去胡來王

去陽關千八百里 去長安六千三百里 [漢書西域伝]

この行路文を図で示すと、次の図3の通りとなる。

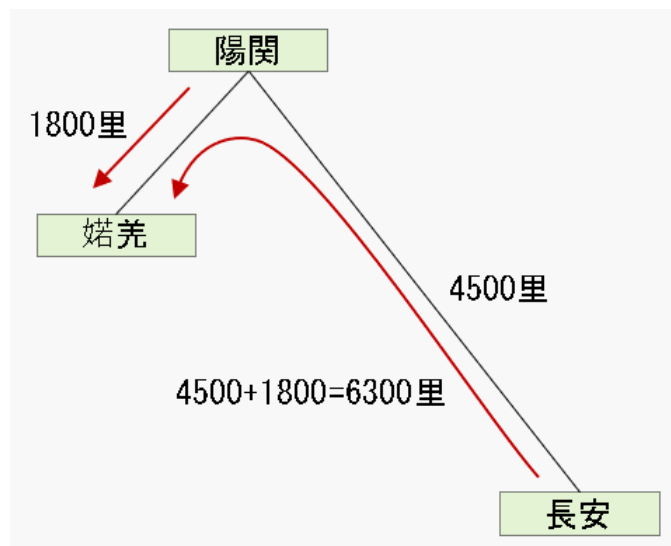


図3 西域行路図(婼羌)

婼羌と言う所への距離が書かれているが、陽関からの距離と長安からの距離が併載されている。

婼羌以外の距離の記述を見ても、長安・陽関・都護を起点とする距離が繰り返し

記載されているので、漢書西域伝の行路記事は直前の起点からの距離と長安等の起点からの距離を出来るだけ記述しようという意図が窺える。

恐らく陳寿は漢書西域伝の意図を汲み取り、魏志倭人伝でも同様の意図をもって記述したものと考えられる。

前述では日数で記述すると水行十日陸行一月、里数で表記すると千四百里と書いたが、魏志倭人伝の各行路の大元の起点は帯方郡なので、陳寿の意図としては水行十日陸行一月の起点は不弥国では無く帯方郡と言う事であり、里数で表記すると不弥国から千四百里、日数で記述すると帯方郡から水行十日陸行一月となる。

改めて距離を載せた行路は、図4の通りとなる。

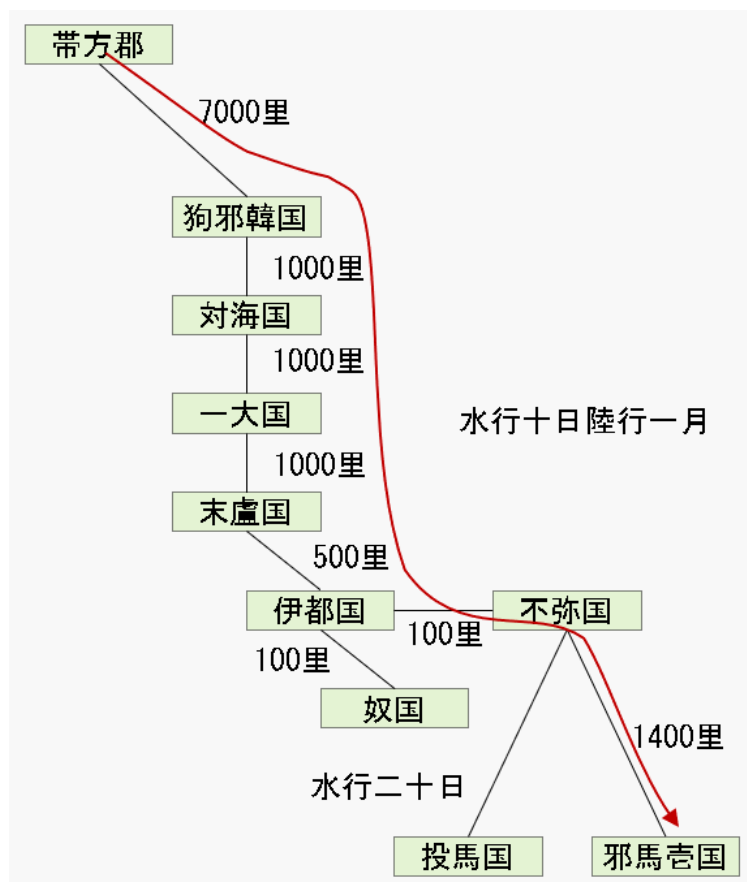


図4 行路図(距離を記載)

図中の赤い矢印線の行路に費やす日数の合計が、水行十日陸行一月と言う事になる。

ここで、带方郡から邪馬壹国への距離は一万二千余里と既に記載されているので改めて日数を書く必要があるのかと疑問に思う人も いるかも知れない。

しかし、この疑問に対しても漢書西域伝は回答を用意しているようである。

西至捐毒千三百一十四里 徑道馬行二日 [漢書西域伝]



図5 西域行路図(尉頭国から捐毒国)

これは尉頭国から捐毒国に向かう距離の記述であるが、里数では千三百一十四里となり馬で移動すると二日かかると書かれている。

何故里数と日数を併載するのか については私には分からないが、いずれにしても里数と日数の双方で記述しているのである。

これにより、倭人伝に見える日数と里数の双方で記述するという手法は、陳寿が漢書西域伝の記法を模倣していると言う事が読み取れる。

なお、水行十日陸行一月の起点は帯方郡に置き換える事になるので、里程も帯方郡から女王国までの距離である一万二千余里に置き換わる事となり、帯方郡から女王国までは日数で記述すると水行十日陸行一月、里数で表記すると一万二千余里と言う事になる。

一応これで、古田氏の法則に基づいて魏志倭人伝の行路記述を読み解く事が出来た事になる。

さて、そうなると次の疑問が生じる事になる。

3. 里程千四百里と日数の起点は何故書かれていないのか？

不弥国から邪馬壹国への里程値が千四百里である事は引算で算出出来るが、ならば何故始めから行路記述に書かれていないのか？

また、水行十日陸行一月と言う日数値の起点が帯方郡である事が、何故書かれていないのか？

これ等の疑問に対する完全な解法は残念ながら持ち合わせていないが、一つの解決案はある。

私は、元々の魏志倭人伝の原書には里程値千四百里及び帯方郡が日数値の起点である事が書かれていたが、伝写の際に脱落した可能性を考えている。

例えば、本来は以下のような文章で あったであろうと想定している。

南[千四百里]至邪馬壹國女王之所都 [自郡至邪馬壹國]水行十日陸行一月

引用した文章内の“[]”で囲んでいる箇所は、私が脱落を疑って補記した文字である。

あるいは別の想定文としては、

南[千四百里]至邪馬壹國 [自郡至]女王之所都水行十日陸行一月

としても良いかも知れない。

大した差違では無いかも知れないが、後者の方が脱落した文字数が若干ながら少ない。

4. 女王国は どこか？

最後に なるが、[2. 魏志倭人伝の行路記述を読み解く]の節で魏志倭人伝の行路を読み解いていたので、女王国の所在地は どこかと言う事に触れておきたい。

行路記述から言えば女王国は不弥国から南に千四百里の地に ある。

しかしながら、この距離は恐らく歩測から得られたものと予想されるため、どこまで正確であったのかは何とも言えない所では ある。

また、三世紀は街道や宿駅も存在していないと思われるため、道も十分に整備されておらず、直線での最短距離を移動する事は出来なかったと思われる。

当時の移動では回り道を迂回する事も あったと思うので、直線距離では千四百里よりも短い距離で あったのかも知れない。

よって、ここでは千四百里と言う距離を微視的に^{こぢ}拘らずに、千四百里前後と言ったように幾分幅を持たせた範囲を挙げたい。

想定される所在地としては、筑紫平野を中心とする地域が最も有力な候補地であろう。

具体的な地名としては、次の地域が候補に挙がるものと考えている。

- 福岡県 朝倉市(平塚川添遺跡)

- 佐賀県 神埼郡(吉野ヶ里遺跡)
- 福岡県 八女市
- 福岡県 柳川市
- 熊本県 玉名市

これ等の いずれかの地かも知れないし、あるいは複数の候補地を含む領域であったのかも知れない。

一応ここでは、八女市を最有力候補地として挙げておきたい。

次の図6⁽¹¹⁾は、行路記述の読解を基^{もと}に おおよその各々の国の所在地を書き入れたものである。

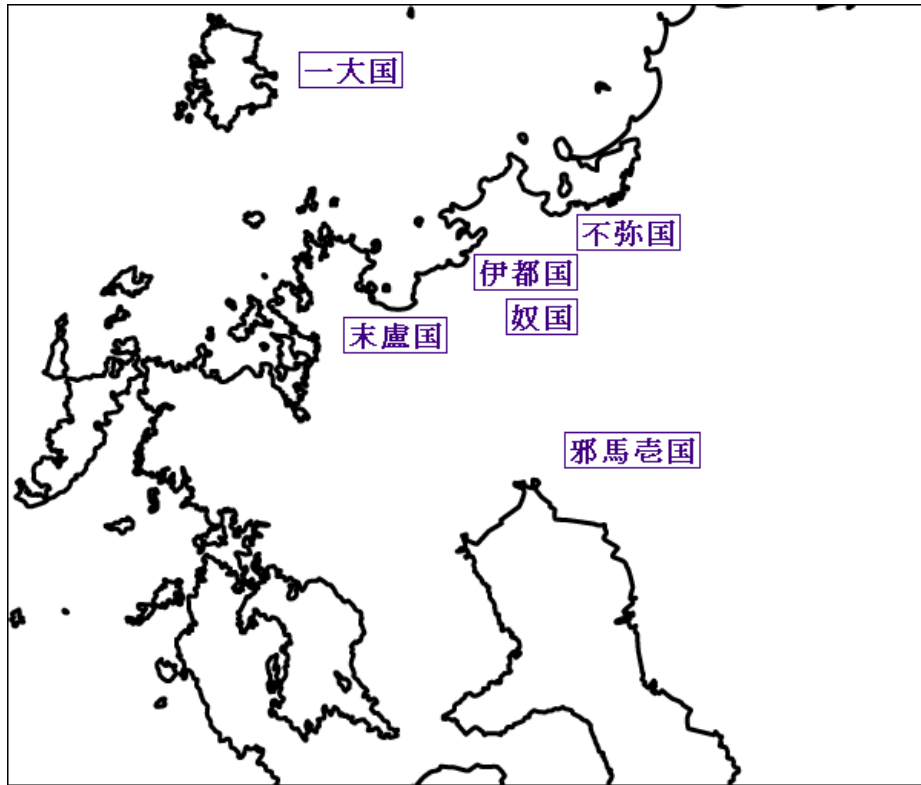


図6 各国所在地

2024/8/8 記

-
- (1) 西晋朝 陳寿撰『三国志』魏志 烏丸鮮卑東夷伝 倭人伝。
 - (2) 一般的に邪馬台国(邪馬臺國)の名称が使われているので記載したが、本論攷では魏志倭人伝の原文を尊重し、邪馬壹国とも記す事とする。
 - (3) 魏志倭人伝には邪馬壹國と書かれているが、本論攷内の文および図では当用漢字(常用漢字)に置き換えて邪馬壹国と記している。ただし、引用箇所では邪馬壹國と記す。
 - (4) 本論攷では邪馬臺・邪馬壹と言う国名に関する論争に関わるつもりは無いため、基本的には どちらの名称も使わずに女王国の名称を使用するものとする。
 - (5) 新古代学の扉(<https://furutasigaku.jp/jfuruta/sinjit19/masaki19.html>)から引用。古田武彦(1992年)『「邪馬台国」はなかった』朝日新聞出版 に詳しい説明がある。
 - (6) 前註に同じ。

-
- (7) 南宋朝紹興版本には對馬國と書かれているが、本論攷では宮内庁書陵部に書かれている記載を採用する。
- (8) 一支國の誤版・誤写とも言われるが、本論攷では誤記か どうかの是非を行わず、採用する文献に記載されている名称を採用するものとする。
- (9) 西晋朝 陳寿撰『三国志』魏志 烏丸鮮卑東夷伝 序文。
- (10) 東漢朝 班固等撰『漢書』西域伝。
- (11) 白地図専門店(<https://www.freemap.jp/>)にて無料で公開されている白地図を基に加工した。商用利用を含め無料で使用出来る事を謳っている。